

## 分水、区域外給水の解消方法の簡素化について



- 給水区域境界が存在する道路において、隣接する水道事業者がそれぞれ配水管を敷設・維持管理
- 分水、区域外給水の解消方法として認可取得や第三者委託が示されているが、水道事業者の事務負担が大きく、給水需要に対する迅速な対応が困難

### ■ 維持管理費用の負担

人口減少等による給水収益の更なる減少により、水道事業は一層厳しい経営環境となることが予想され、水道ストックの維持管理が健全経営持続の負担となることから、水道施設の統廃合やダウンサイジング等、水道ストックの有効活用に取り組んでいく必要がある

問題

給水区域境界において、隣接する水道事業者がそれぞれ配水管を敷設し、維持管理する場合、重複して維持管理費用が発生

### ■ 分水・区域外給水を解消するための事務負担

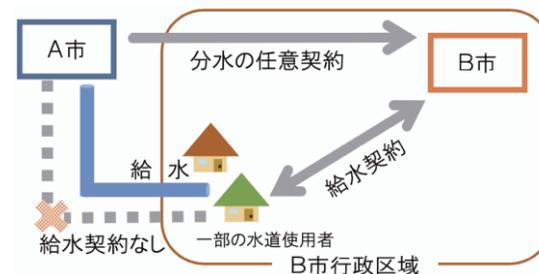
水道法第8条第4号において、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないことと規定されていることから、他の水道事業者への浄水の分水及び他の水道事業の給水区域内の需要者への区域外給水が行われているが、分水等は法上の責任の所在が不明確であるため、「水道事業等の認可等の手引き」において、区域外への給水の解消方策として認可取得や第三者委託等の方策が示されている

問題

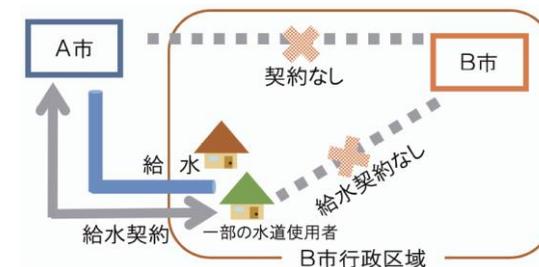
水道事業者にとって事務負担が大きく、給水需要に対する迅速な対応が困難

### 【参考】分水と区域外給水の違い

#### ■ 分水



#### ■ 区域外給水



- 分水、区域外給水の早期解消のため、**給水区域の重複を可能とすること**〔要望事項(1)〕
- 手続きを簡素化する等、**事務負担軽減に繋がる方策を検討**すること〔要望事項(2)〕